

期末手当及び勤勉手当の支給月数について（校園）

人事委員会勧告に基づき、会計年度任用職員以外の職員について公民較差分として期末手当及び勤勉手当を次のとおり引き上げる。なお、会計年度任用職員は人事委員会勧告に基づき次のとおり引き上げる。

1 支給月数

(A) 再任用職員以外の職員

(1) 校長、所長、准校長、園長、副校長及び教頭

年度	6月期			12月期			年間			
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	
R6	現行	1.025	1.225	2.250	1.025	1.225	2.250	2.050	2.450	4.500
	改定後	1.025	1.225	2.250	1.075	1.275	2.350	2.100	2.500	4.600
	現行との差	0.000	0.000	0.000	0.050	0.050	0.100	0.050	0.050	0.100
R7	改定後	1.050	1.250	2.300	1.050	1.250	2.300	2.100	2.500	4.600
	現行との差	0.025	0.025	0.050	0.025	0.025	0.050	0.050	0.050	0.100

(2) (1) 以外の職員

年度	6月期			12月期			年間			
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	
R6	現行	1.225	1.025	2.250	1.225	1.025	2.250	2.450	2.050	4.500
	改定後	1.225	1.025	2.250	1.275	1.075	2.350	2.500	2.100	4.600
	現行との差	0.000	0.000	0.000	0.050	0.050	0.100	0.050	0.050	0.100
R7	改定後	1.250	1.050	2.300	1.250	1.050	2.300	2.500	2.100	4.600
	現行との差	0.025	0.025	0.050	0.025	0.025	0.050	0.050	0.050	0.100

(B) 再任用職員

(1) 校長、所長、准校長、園長、副校長及び教頭

年度	6月期			12月期			年間			
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	
R6	現行	0.5875	0.5875	1.1750	0.5875	0.5875	1.1750	1.1750	1.1750	2.3500
	改定後	0.5875	0.5875	1.1750	0.6125	0.6125	1.2250	1.2000	1.2000	2.4000
	現行との差	0.0000	0.0000	0.0000	0.0250	0.0250	0.0500	0.0250	0.0250	0.0500
R7	改定後	0.6000	0.6000	1.2000	0.6000	0.6000	1.2000	1.2000	1.2000	2.4000
	現行との差	0.0125	0.0125	0.0250	0.0125	0.0125	0.0250	0.0250	0.0250	0.0500

(2) (1) 以外の職員

年度	6月期			12月期			年間			
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	
R6	現行	0.6875	0.4875	1.1750	0.6875	0.4875	1.1750	1.3750	0.9750	2.3500
	改定後	0.6875	0.4875	1.1750	0.7125	0.5125	1.2250	1.4000	1.0000	2.4000
	現行との差	0.0000	0.0000	0.0000	0.0250	0.0250	0.0500	0.0250	0.0250	0.0500
R7	改定後	0.7000	0.5000	1.2000	0.7000	0.5000	1.2000	1.4000	1.0000	2.4000
	現行との差	0.0125	0.0125	0.0250	0.0125	0.0125	0.0250	0.0250	0.0250	0.0500

(C) 会計年度任用職員

年度	6月期			12月期			年間			
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	
R6	現行	1.225	1.025	2.250	1.225	1.025	2.250	2.450	2.050	4.500
	改定後	1.225	1.025	2.250	1.275	1.075	2.350	2.500	2.100	4.600
	現行との差	0.000	0.000	0.000	0.050	0.050	0.100	0.050	0.050	0.100
R7	改定後	1.250	1.050	2.300	1.250	1.050	2.300	2.500	2.100	4.600
	現行との差	0.025	0.025	0.050	0.025	0.025	0.050	0.050	0.050	0.100

2 勤勉手当の詳細(教育職給料表適用者)

(A) 再任用職員以外の職員

(1) 校長、所長、准校長及び園長

支給期	原資 月数	勤務成績による支給月数				
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
R6. 12	1. 275	1. 263 +2α+2f	1. 263 +α+f	1. 263	1. 130	1. 009
R7. 6以降	1. 250	1. 238 +2α+2f	1. 238 +α+f	1. 238	1. 105	0. 984

(2) 副校長及び教頭

支給期	原資 月数	勤務成績による支給月数				
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
R6. 12	1. 275	1. 275 +2f	1. 275 +f	1. 275	1. 142	1. 021
R7. 6以降	1. 250	1. 250 +2f	1. 250 +f	1. 250	1. 117	0. 996

(3) (1)、(2)以外の教育職給料表適用者

支給期	原資 月数	勤務成績による支給月数				
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
R6. 12	1. 075	1. 075 +6f	1. 075 +4f	1. 075 +f	1. 031	0. 987
R7. 6以降	1. 050	1. 050 +6f	1. 050 +4f	1. 050 +f	1. 006	0. 962

(B) 再任用職員

(1) 校長、所長、准校長及び園長

支給期	原資 月数	勤務成績による支給月数				
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
R6. 12	0. 6125	0. 6125	0. 6125	0. 6125	0. 5455	0. 4845
R7. 6以降	0. 6000	0. 6000	0. 6000	0. 6000	0. 5330	0. 4720

(2) 副校長及び教頭

支給期	原資 月数	勤務成績による支給月数				
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
R6. 12	0. 6125	0. 6125	0. 6125	0. 6125	0. 5455	0. 4845
R7. 6以降	0. 6000	0. 6000	0. 6000	0. 6000	0. 5330	0. 4720

(3) (1)、(2)以外の教育職給料表適用者

支給期	原資 月数	勤務成績による支給月数				
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
R6. 12	0. 5125	0. 5125	0. 5125	0. 5125	0. 4905	0. 4675
R7. 6以降	0. 5000	0. 5000	0. 5000	0. 5000	0. 4780	0. 4550

3 実施時期

令和6年度分については、令和6年12月期の期末手当及び勤勉手当から、令和7年度以降分については、令和7年6月期の期末手当及び勤勉手当から適用。

勤勉手当の支給月数について

1 支給月数（校園）

○令和6年12月期

ア 再任用職員以外の職員

（原資） 1. 075月

区分	教育職
	1級～特2級
第1区分	1.141
第2区分	1.119
第3区分	1.086
第4区分	1.031
第5区分	0.987

区分	行政職	技能労務職
	1～5級	1～3級
第1区分	1.169	1.181
第2区分	1.136	1.144
第3区分	1.089	1.091
第4区分	1.013	1.013
第5区分B		
第5区分C	0.963	0.963
第5区分D	0.925	0.925

イ 再任用職員

（原資） 0. 5125月

区分	教育職
	1級～特2級
第1区分	0.5125
第2区分	0.5125
第3区分	0.5125
第4区分	0.4905
第5区分	0.4675

区分	行政職	技能労務職
	1～5級	1～3級
第1区分	0.5165	0.5165
第2区分	0.5145	0.5145
第3区分	0.5125	0.5125
第4区分	0.4855	0.4855
第5区分B		
第5区分C	0.4715	0.4715
第5区分D	0.4635	0.4635

2 勤勉手当の支給総額を超える場合の調整

上記の支給月数で支給する場合の勤勉手当支給額の総額が、条例により定められている勤勉手当の支給総額（支給対象職員の勤勉手当基礎額に扶養手当及びこれに対する地域手当を加算した額に対し、原資月数を乗じて得た額の総額）を超える場合は、超えないよう月数を調整する。

3 実施時期

令和6年12月勤勉手当から適用。

4 その他

原資月数の改定等がある場合は、支給月数を再計算する。